

2018年2月28日

## 顧問制度の見直しについて

企業ガバナンス強化が要請される昨今の世間動向を踏まえ、「顧問等のあり方」について根本的な見直しを図り、2018年4月1日より、新たな制度に移行いたします。

(見直しのポイント)

① 従来、相談役・特別顧問が担ってきた各種財団・社団法人の役員等、社外の役割は新たに定める制度において、会長・社長経験者が「特別顧問」として、その役割を担い、相談役は設けないこととします。

また、特別顧問は非常勤・無報酬とし、任期は80歳を上限といたします。

② 「顧問」については、外部からの人材を社内で活用する際に使用いたします。

制度の移行に伴い、2018年4月1日付の新たな特別顧問は以下のとおりといたします。

特別顧問      中村 邦夫

特別顧問      大坪 文雄

以 上